

# 原子力三原則の今日的意義

中島篤之助

日本原子力研究所

## はじめに

日本学術会議がいわゆる「原子力三原則」を提唱したのは一九五三年のことである。それを採り入れて原子力基本法が成立したのは一九五五年一二月、原子力委員会の発足が翌五六年一月一日であったから、原子力三原則の提唱以来すでに四半世紀が経過したことになる。

最近、すなわち一九七八年四月一九日、第八回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会は原子力基本法の一項を修正したのち可決し、同法案は衆院本会議を経て参議院に送付された。本稿執筆中の現在、法案成立の成否はもちろん不明であるが、おそらく本特集が印刷される頃には、新しい改正法案が成立公布され、それにもとづく一連の変化、例えば原子力委員会や、新設される原子力安全委員会の人事等々が明らかとなつてい

るに違いない。

今回の改正にあたって、いわゆる原子力三原則を述べた第二条には、「安全確保を旨として」という一文が挿入されたが、それ以外はそのまま残された。すなわち第二条は、「原子力の研究・開発及び利用は、平和の目的に限り、(安全確保を旨として)『(新規挿入)』、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」となつた。

こうして見れば原子力三原則はそのまま継承されたのであるから、なにも問題はないように見える。「安全確保を旨として」という文章の修正は、野党側の要とは残念ながら全く別問題である。実際は今回の原子力基本法の改正は、單に原子力安全委員会の設置といった体制変更だけにとどまるものではなく、改正される法律等々が一〇〇以上にも及ぶという一事からだけでも推測されるように、わが国の原子力研究開発体制の重大な変更を内容とするものである。これについて改めて述べるとして、結論的に言うならば、このような体制の変更そのものが

それなら三原則については何も問題はないとしてよいのであろうか。どうもそうではない。今回の法改正にあたって、

原子力三原則に手が触れられなかつたのは、それがあらゆる意味において国民的含意の表現であったからであり、それを無視しては何人も原子力開発をわが国で進めることはできないということを、政府も認めざるをえなかつたからである。

しかしこのことと政府が原子力三原則を厳しく守り、尊重してきたかといふことは、これは残念ながら全く別問題である。実は今回の原子力基本法の改正は、單に原子力安全委員会の設置といった体制変更だけにとどまるものではなく、改正される法律等々が一〇〇以上にも及ぶという事実からだけでも推測されるように、わが国が原子力研究開発体制の重大な変更を内容とするものである。これについて改めて述べるとして、結論的に言うならば、このような体制の変更そのものが

果たして原子力三原則の精神に沿うものであるかどうかはなはだ疑問なしとなるのである。

したがつて原子力三原則の今日的意義についての論議を今回の法改正を如何に考えるべきかから始めることにしよう。

## 一 基本法改正と 原子力三原則

四月一九日、衆院科学技術振興対策特別委員会では、採決に先立つて五人の参考人を招いて意見を聴取している。有沢廣己(原産会長)、小野周(東大教授)、川上幸一(神奈川大教授)、久米三四郎(阪大講師)、服部学(立教大助教授)の五氏が出席して意見を述べ、それぞれが注目すべき、あるいは傾聴すべき陳述を行なつてゐる。各党からの質疑を含めて当日の議録は法律関係の方々にとつてきわめて重要な資料であると思われる。こ

ではしかし、原子力三原則について触れた服部氏の冒頭論述だけを要約紹介しておこうことにしたい。何故なら、それがこの小論にとって恰好のフレームワークを提供しているように思えるからである。

服部氏は、まず基本法はいわば憲法に次ぐ重要な法律であり、遅りに改正すべき性質のものではないとして、次のように述べている。

「……したがいまして、もし、この基本法を改正する必要があるということだと、やりますならば、今までの日本の原子力開発にどこに問題があったのかということの徹底的な分析、批判、反省、その上において行われるべきものではないかと思います。」

ところがこの反省は不十分であった。原子力船「むつ」問題を通じて原子力行政への国民の信頼は完全に失なわれ、それを回復するために有沢氏を座長とする原子力行政懇談会が設けられたのだが、「何がくも国民の信頼を失なわせてしまったのか」ということに対する深刻な反省は行なわれなかつたために、今回の基本法の改正は全くの單なる組織いじり、機構いじりになってしまった。

原子力基本法の生命は、公開・民主・自主の三原則にある。日本の原子力がこの三原則についていかなる在り方をしてきたのかという分析・検討こそがまず必要だったのではないか。二十数年の日本

の原子力の歴史は、ある意味では一生懸命この三原則を守ろうとしてきた歴史であるとともに、またそれはすなわち三原則を形骸化し、踏みにじってきた歴史でもあった。

三原則の前提でもあり、また目的でもある平和利用、すなわち軍事利用の禁止についてさえ、最近の政府の国会での発言は、少なくともこの基本法がつくられた当時の考え方とははつきり変わってきている。核兵器も防衛の目的であれば憲法に違反しないというような許すべからざる逸脱が公然と主張されている。こういう根本がぐらついた、すなわち三原則を厳守しようとしているかどうかが疑われるような状況のもとで、単に機構いじり、組織いじりをして國民の信頼を回復することはできぬであろう。

原子力委員会と原子力安全委員会への分離についても、アメリカが開発と規制の分離として原子力委員会を、核規制委員会（NRC : Nuclear Regulatory Commission）とエネルギー開発庁（ERDA : Energy Research and Development Agency）に分離したのに倣つたと言われているが、これは全く似て非なるものである。NRCは強大な権限と数千の人員を擁する行政委員会であり、原子力開発のほうはむしろERDAの一部に統合されたのである。

そもそも開発と安全を同一次元において原子力委員会は（後述するように）、

て考えることが誤っているのであって、この点は日本学術會議が一九七七年の一月に「原子力基本法の一部改正に関する見解」を科学技術廳長官あてに伝達している中に、「そもそも原子力の研究開発及び利用において、國民の生命、健康、安全及び福祉を嚴重に保障するための安全規制行政と、國民經濟の發展を目的とする原子力の開発・利用のための行政とはその觀点が異なることは今までもない。」と言つてはいるが、

開発だけに熱心な企業が多いのが現実なのであるから、むしろ安全規制行政だけをきちんとやるべきなのではないか。しかるに今回の改正では行政の一貫化をスローガンに、原子力発電に関する行政権限を、大企業擁護官庁として悪名高い通産省にすべて移管してしまった。これでは國民の安全を守るという点ではっきり後退ではないか。

行政の一貫化が必要とされた原因はそもそも何であったか。原子力行政懇の指摘した無責任体制をつくりあげたのは、制度、機構よりも歴代原子力委員会の三原則の精神を忘れた無責任なやり方にあつた。

行政の一貫化が必要とされた原因是そもそも何であったか。原子力行政懇の指摘した無責任体制をつくりあげたのは、任者に据えたこと自体が、全く無責任極まる措置であり、責任感覚喪失を象徴するものではなかつたかと言ふことである。

さて四半世紀にわたる原子力開発のあれこれについて徹底的な批判、分析、検討を行なうことはもとより小論の範囲を越えるであろう。したがつて原子力三原則にかかるいくつかの典型例の検討と背景となる政治・經濟情勢の概説を通じて、原子力三原則の重要性を考察する

科学を無視し、自己の責任を忘れて屈服したのであつた。この態度が原子力発電に対する態度にそのままひきつがれていくので、この点を改めるのでなければ国民の信頼を回復することはできないであろう。

最後に氏は建設的な提案をしたいとして、米国における「情報公開法」や「情報の自由化に関する法律」について触れ、わが国でも、公開の原則、民主の原則を具体的に保証するために、こういった法律を作るよう国会が努力して欲しいと要望している。

かなり長い紹介になつたが服部氏の言ふところは明らかであろう。筆者があえて一言付け加えるならば、発足以来原子力委員あるいは原子力委員長代理として、もつとも無責任なあり方に責任ある有沢氏を、原子力行政改革の責任者に据えたこと自体が、全く無責任極まる措置であり、責任感覚喪失を象徴するものではなかつたかと言ふことである。

とにしよう。

## 二 原子力三原則成立の歴史

「歴史の忘却」は三害の一つと故坂田昌一博士は良く言われた。三害とは「歴史の忘却」、「経験主義」、「固定化」である。二中間子論の提唱者として世界的に知られた坂田氏は、また科学者の社会的責任を果たすため久しく学術会議の原子核あるいは原子力特別委員会の委員長として、原子力三原則を守るために奮闘された。核兵器の保有は違憲ではないといつた恐るべき議論は、まさに「歴史の忘却」そのものであり、広島・長崎の被爆体験をも遮二無二忘れさせようとする試みにほかならぬであろう。

その意味で、原子力三原則が提唱されたるまでの歴史的経過を改めて記録していくことは、その今日的意義を考えるためにも是非必要であろう。良く知られるように、原子力三原則は一九五二年から一九五四年にかけて、わが国論壇で華々しく展開された原子力論争のなかから生れてきたものである。そしてそれを萌芽のときから主張し、定式化する過程でもっとも大きな役割を果たしたのは武谷三男博士であった。したがって氏の著作集、例えば武谷三男『現代論集1、原子力』などを是非一読されるようおすす

めしておく。しかしあとも簡単な、しかも手近に読みやすい原子力三原則の歴史は、岩波新書の『原子力発電』の序文であろう。

しかしここではもう少し立ち入って、四年ほど前に第九期学術会議の原子力問題特別委員会で、市川富士夫博士を専門委員として行なった調査報告の一部を紹介しておきたい。それは学術会議内でも一九五三年当時の資料は、コピーなどの技術が今日のように発達していなかったためか、各委員の手書きのままのものが辛うじて一部しか保存されていないといった状態であつたために、改めて複写もどり、整理をすることが必要であつたからであった。この調査報告は、しかし学術会議内部で会員にしか配布されなかつたので、あえて一部を再録しておくこととする。

### 学術会議における三原則の討議経過

学術会議では一九五二年七月の運営審議会において、茅副会長から次の提案がなされた。「原子力問題は、産業・科学・政治などあらゆる面から慎重な検討が必要であり、学術会議の調査機関では不充分であるから政府の責任において特別な機関（原子力委員会のこと）を設置するよう申し入れる」。この提案は、一九五三年一月の第一回総会に、茅・伏見兩氏から提出されたが、総会では反対意見が多く、提案は撤回され、代りに学術会議内に「わが国の原子力研究をいかにすべきかを検討する委員会（第三回委員会）」を設置すること

が決定された。三九委員会は数回にわたる討議の末、一九五三年三月に次の結論に達した。「原子力研究についての大規模な、調査機関を設けることは学術体制の整っていない現在、これをつくることは適当でない。理由（一）日本の現在の状態では大規模な調査機関をつくることは危険である。（二）基礎研究が大切であること。（三）学術体制の問題として学術研究の自由を確立する上からも適当でない」。さらに希望条件として、「原子力に関する自主性を確定し得るような学術体制を検討するため、新委員会を設置すること」を希望した。翌一九五四年二月二七日、三九委員会主催の公聴会が開かれた。発表意見は、武田栄一（エネルギー資源の点から検討を必要とする）、拔山平一（動力源として実現に努力すべきである。軍事利用の心配は原子力に限ったことではない）、山県昌夫（潜水貨物船の具体化）、田中慎次郎（産業的利用の研究が必要）、服部学（原子兵器禁止、MSA再軍備反対が和平利用の前提）、宮原将平（科学の研究は原則として自由である。そのためには社会的諸権力、とくに政治権力からの独立が必要。現在の日本で他の研究の自由を奪わず、且、政治に従属しないで原子力研究をやることは不可能）の諸氏であった。このように、学術会議として真剣な討議が進められていた矢先の同年三月二日、保守三党による二億三五〇〇万円の原予力予算が突如として国会に提出された。学術会議としては、茅会長・藤岡三九委員長らが関係者と接触し、（一）原予炉建造の中止、（二）原予核研究所（東大）の完成に予算をまわすこと、（三）科研への補助を要請したが、これらは無視され、三月五日に予算は成立した。これが契機に原予力研究のあり方についての学界の論議が進み、原予核特別委員会は三月一

八日に要旨次のような見解をまとめて三九委員会に申し入れた。「原子力平和利用は国民の福祉増進を目的として行われねばならず、そのためには、研究が正しい方向に健全に発展し、速かにわが国に根をおろして国民のものになることに留意せねばならない。研究の一部を分担する核物理学者として自信と責任をもつて日的に達成に協力し得るために、次の三

点を不可欠の原則と考える。

一、研究の目的からいっても、研究者が良心の圧迫なく協力し得るためにも、兵器の研究はすべて行わないとの保証が必要である。

二、この研究は、あらゆる分野の数多くの研究者の衆を集めて始めて可能になるので、常に研究状況が公表され、意見とデータの自由な交換によっていつでもいかなる研究者もがその知識と技術を提供して協力を得る素地を作らねばならない。発表が秘密といふ制限を受け、研究が閉じた集団の中でひそかに行われるのではなく、決してわが国に根をおろしたものにならないであろう。

八日には要旨次のような見解をまとめて三九委員会に申し入れた。「原子力平和利用は国民の福祉増進を目的として行われねばならず、そのためには、研究が正しい方向に健全に発展し、速かにわが国に根をおろして国民のものになることに留意せねばならない。研究の一部を分担する核物理学者として自信と責任をもつて日的に達成に協力し得るために、次の三

三、真に研究能力・技術能力ある研究者に対する研究を許す。ただし、単に情報が示されるだけでなく、誰でも実際の研究に参加し協力することをこばまないことが必要である。真に能力ある研究者の参加を阻害し門戸を閉じるようなことがあってはならない。

以上の原則がみたされず、自由な空気の中で研究を進めることが出来ないなら、研究の発展は著しく阻害され、研究者は自信と責任もつて協力できないであろう。

以上の点は、原子力といわば近代科学の基

礎として不可欠の原則である。原子力においてはとくに始めを正しくするという意味もあって強調する。

以上の観点から、原子力憲章伏見草案（附一）第一～四条のいわんとするところを支持する。第五～七条は必要との印象をもつが、われわれの立場と能力を越えることなので言及しない」

この申し入れが、三原則についてのもっとも基本的な考え方を直に表明したものと考えられる。三九委員会の報告に基き、四月二三日、学術会議第一七回総会は、原子力予算の問題での政府への申し入れ、国内声明および对外宣言を探討した。この国内声明（附二）において、所謂「学術会議の三原則」が公式に確定されたのである。また、この総会で、第三九委員会は発展的に解消し、新たに原子力問題委員会が設置された。原子力問題委員会はこの三原則を法的効力をもつたものにするために法規小委員会を設け、原子力憲章をもととして原子力基本法の草案を検討し始め、七月三一日、二つの原案および、原子力委員会と原子力平和利用研究所についての構想をまとめた。最終案は一二項目にわたる条件を保障するための法的措置を要求する政府への申し入れとして第一八回総会に提出され、総会はこれを討議して「原子力の研究開発利用に関する措置」（附三）を決めた。

#### 国会における原子力基本法の審議経過

学術会議が一七回総会で三原則を声明した直後の一九五四年五月一一日、政府は内閣の諮問機関として「原子力利用準備調査会」をつくり、緒方竹虎副総理を会長、愛知揆一経済審議庁長官を副会長とし、大藏・文部の両大臣と石川一郎経団連会長・茅誠司日本学術

会議会長・藤岡由夫同第四部会長を委員として発足させた。同調査会の綜合部会は同年九月二四日に次のことを申し合っている。

「我が国における原子力の研究開発を進めるに当つては、平和的利用を根本原則としているので、下記の諸点に留意するものとする。

一、原子力の研究開発に関しては、可及的に公開するよう努めること

二、原子力の研究開発に関しては、衆知を集めよう努力すること

三、原子力の研究開発に関しては、努めて我國の自主性を損わないようすること」

しかしながら、これより早く、三月二日は既に述べた原子力予算の提出があり、翌一九五五年一月にアメリカから濃縮ウランの供与、原子炉学校の開設等八項目の対日原子力援助の打診があり、政府はこれを受入れて、六月二一日、日米原子力協定が仮調印された。これが受けて原子力利用準備調査会は、濃縮ウランの受入れとともに原子力関係試験研究と技術者養成のための財團法人原子力研究所の設立、一号炉にウォーター・ボイラーモード、第二号炉にCP-1型、つづいて昭和三四年に国産一号炉を建設し、これらを原研におく、という決定を相ついでおこなつた。このように、原子力開発のテンポが急に早まってきた

ために法規小委員会は、濃縮ウランの受入れにもう原子力関係試験研究

と技術者養成のための財團法人原子力研究所の設立、一号炉にウォーター・ボイラーモード、第二号炉にCP-1型、つづいて昭和三四年に国産一号炉を建設し、これらを原研におく、

という決定を相ついでおこなつた。このよう

に、原子力開発のテンポが急に早まってきた

ために法規小委員会は、濃縮ウランの受入れにもう原子力関係試験研究

と技術者養成のための財團法人原子力研究所の設立、一号炉にウォーター・ボイラーモード、第二号炉にCP-1型、つづいて昭和三四年に国産一号炉を建設し、これらを原研におく、

という決定を相ついでおこなつた。このよう

に、原子力開発のテンポが急に早まってきた

ために法規小委員会は、濃縮ウランの受入れにもう原子力関係試験研究

と技術者養成のための財團法人原子力研究所の設立、一号炉にウォーター・ボイラーモード、第二号炉にCP-1型、つづいて昭和三四年に国産一号炉を建設し、これらを原研におく、

という決定を相ついでおこなつた。このよう

に、原子力開発のテンポが急に早まってきた

は次のように極めて短時間におこなわれた。一九五五年一二月一三日、衆院科技特委付託する措置」——第一八回総会

（一）原子力の研究・開発・利用はあくまで平和目的に限定し、その軍事的利用に導くおそれのあるものの介入は絶対に排する。

（二）原子力の研究・開発・利用およびその成果に関する事項はすべて国民が知ることのできるように公開する。

（三）原子力の研究・開発・利用はあくまでも民主的運営の下に自主的に行われ、安易な外国依存を避ける。

（四）原子力の研究・開発・利用に関する機関の要員については、基本的人権を十分尊重する。

（五）原子力の研究・開発・利用については、それにともなう放射線障害に対する対策、とくにその予防のためにあらかじめ万全の措置を講ずる。

（六）核分裂性物質または核分裂性物質の原料となる物質は国民の利益のために厳重に管理されるべきこと。

すべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行なわれるべきことを要求する。原子力の研究は全く新らしい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつの増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならぬと信じ、ここにこれを声明する。

第一九回国会は昭和二九年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の利用は、将来の人類の福祉に關係ある重要問題であるが、その研究は原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであります。

表1 原子力委員会の支出  
(単位100万ドル)

会計年度	支出実績
1947	146.1
1948	477.6
1949	627.3
1950	534.3
1951	920.5
1952	1,669.4
1953	1,812.7
1954	1,930.5
1955	1,861.9
1956	1,633.5
計	11,613.8
マンハッタン 計画分	2,233.4

総 計 13,847.2  
予算未使用分 1,355.4  
予 算 総 額 15,202.6

(注)『AEC半年報』No.21による。  
1947年度分は同年1~6月の分  
である。

広島・長崎に原爆を投下し終わった時、米国には一発の原爆も残っていないなかで、すなわち、戦時のマンハッタン計画で米国は二個のプルトニウム爆弾と一個のウラニウム爆弾をつくりあげ、最初の実験をニューメキシコ州アラモゴルド実験場で行なった。それは一九四五年

表2 原子力委員会の  
核物質調達・生産費  
(単位1,000ドル)

会計年度	金額
1950	168,544
1951	188,312
1952	278,256
1953	400,408
1954	552,528
1955	782,031
1956	1,009,918

(注)『AEC半年報』No.21による。この費目の主要な部分はウラン購入費と核分裂物質生産費である。

広島・長崎に原爆を投下し終わった時、米国には一発の原爆も残っていないなかで、すなわち、戦時のマンハッタン計画で米国は二個のプルトニウム爆弾と一個のウラニウム爆弾をつくりあげ、最初の実験をニューメキシコ州アラモゴルド実験場で行なった。それは一九四五年

時、米国には一発の原爆も残っていないなかで、すなわち、戦時のマンハッタン計画で米国は二個のプルトニウム爆弾と一個のウラニウム爆弾をつくりあげ、最初の実験をニューメキシコ州アラモゴルド実験場で行なった。それは一九四五年

さて前節では原子力三原則が生まれてくる経過を述べたが、ここで改めてその背景となつた当時の情勢を思い起こしてみることにしよう。しかし紙数も限られているので、いくつかの指標について今日との対比を明らかにすることだけにとどめたい。

### 1 核兵器開発について

広島・長崎に原爆を投下し終わった時、米国には一発の原爆も残っていないなかで、すなわち、戦時のマンハッタン計画で米国は二個のプルトニウム爆弾と一個のウラニウム爆弾をつくりあげ、最初の実験をニューメキシコ州アラモゴルド実験場で行なった。それは一九四五年

時、米国には一発の原爆も残っていないなかで、すなわち、戦時のマンハッタン計画で米国は二個のプルトニウム爆弾と一個のウラニウム爆弾をつくりあげ、最初の実験をニューメキシコ州アラモゴルド実験場で行なった。それは一九四五年

さて前節では原子力三原則が生まれてくる経過を述べたが、ここで改めてその背景となつた当時の情勢を思い起こしてみることにしよう。しかし紙数も限られているので、いくつかの指標について今日との対比を明らかにすることだけにとどめたい。

### 三 原子力三原則成立の背景

七月一六日のことであった。そして残りの二発が八月六日広島に、九日には長崎にと急いで投下されたのであった。

第二次大戦を終結させるために開かれた米英ソの首脳会談は、ポツダムで七月一日から開かれている。会談は、当初七月一日から開かれることになっていたのが、原爆の完成にあわせて日程がずらされたのである。そして会談中に、TN T火薬二万トン以上の威力を持つ新兵器の開発が成功したことが、トルーマンからスターインに告げられたのであった。

八月八日がヤルタ協定により定められたソ連の対日参戦日であった。八月六日と九日の広島・長崎への原爆投下はこうしてまさに戦後冷戦の開始を告げるのろしだった。

米国の核軍拡の本格的開始は、一九四七年一月リリエンソールを初代委員長とする原子力委員会(AEC)が発足した時からである。原水爆生産の拡大は、ほぼ三つの大きな波を描いて展開される(川上幸一『原子力の政治経済学』平凡社、参照)。第一波は一九四七年から五

年で、この段階では広島・長崎型原爆の改良、破壊力の増大が目標であった。ハンフォードのプルトニウム生産施設、オークリッジのウラニウム生産施設、

張、ボルツマス新濃縮工場の建設が進められた。第一号原子力潜水艦ノーチラス号は、一九五五年に就航している。

アメリカがこの期間に注ぎこんだ費用は「表1」のとおり「三八億ドルで、戦時中の原爆開発計画(マンハッタン計画)に費した一九億ドルの七倍といふうなものである。また、一九五六年度末の雇用人員は九万七〇〇〇人に達した。この間に生産された核爆発性物質および核兵器の量は、もちろん秘密にされ

て知られていないわけではない。しかしソ連に先行されたアメリカが一九五四年三月に行なつたビキニ水爆実験は、第五福竜丸被爆事件を惹き起し、原水爆禁止運動は燎原の火のように日本のあらゆる人々の間にひろがつていった。

これは改進党の中曾根康弘氏によつて

ン濃縮工場の改修と拡張が行なわれた。一九四九年から原子力潜水艦の開発がスタートしている。

第二波は一九五〇年一月トルーマン大統領の水爆開発命令に始まり、五四年の水爆完成に終わる時期である。あらゆる形態の核兵器の開発促進を目標に、パデューカの新濃縮工場の建設、オークリッジの第二次拡張が行なわれた。

第三波は第二波のすぐ後に続いた大軍拡で、一九五二年から一九五六年にわたっている。この時期には核兵器開発の重点は戦術核兵器に移り、多種多様な小型核兵器——核兵器家族(nuclear family of weapons)——による全軍核武装化が目標となつた。そのため核爆発物質の大増産が計画され、ハンフォードなどの拡張、ボルツマス新濃縮工場の建設が進められた。第一号原子力潜水艦ノーチラス号は、一九五五年に就航している。

アメリカがこの期間に注ぎこんだ費用は「表1」のとおり「三八億ドルで、戦時中の原爆開発計画(マンハッタン計画)に費した一九億ドルの七倍といふうるものである。また、一九五六年度末の雇用人員は九万七〇〇〇人に達した。この間に生産された核爆発性物質および核兵器の量は、もちろん秘密にされ

て知られていないわけではない。しかしソ連に先行されたアメリカが一九五四年三月に行なつたビキニ水爆実験は、第五福竜丸被爆事件を惹き起し、原水爆禁止運動は燎原の火のように日本のあらゆる人々の間にひろがつていった。

これは改進党の中曾根康弘氏によつて

達していたと考えられる。小型の原爆をひき金にいくらでも大きな水爆が作れることを考えれば、これはまさしく地球の全滅に必要な量以上の量であった。

このとめどもない核軍拡の転換は、一九五三年八月に行なわれたソ連の乾式水爆、すなわち爆撃機に搭載可能なりチューリーの新濃縮工場の建設、オークリッジの第二次拡張が行なわれた。

第三波は第二波のすぐ後に続いた大軍拡で、一九五二年から一九五六年にわたっている。この時期には核兵器開発の重点は戦術核兵器に移り、多種多様な小型核兵器——核兵器家族(nuclear family of weapons)——による全軍核武装化が目標となつた。そのため核爆発物質の大増産が計画され、ハンフォードなどの拡張、ボルツマス新濃縮工場の建設が進められた。第一号原子力潜水艦ノーチラス号は、一九五五年に就航している。

アメリカがこの期間に注ぎこんだ費用は「表1」のとおり「三八億ドルで、戦時中の原爆開発計画(マンハッタン計画)に費した一九億ドルの七倍といふうるものである。また、一九五六年度末の雇用人員は九万七〇〇〇人に達した。この間に生産された核爆発性物質および核兵器の量は、もちろん秘密にされ

て知られていないわけではない。しかしソ連に先行されたアメリカが一九五四年三月に行なつたビキニ水爆実験は、第五福竜丸被爆事件を惹き起し、原水爆禁止運動は燎原の火のように日本のあらゆる人々の間にひろがつていった。

これは改進党の中曾根康弘氏によつて

表3 米・ソ戦略核戦力 1968-77(7月1日現在)

	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
爆撃機総計										
USA	642	592	545	545	496	496	456	435	414	414
USSR	150	140	140	140	140	140	(140)	(140)	(140)	
潜水艦総計										
USA	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
USSR	11	17	22	29	35	42	50	53	55	60
SLBM総計										
USA	656	656	656	656	656	656	656	656	656	656
USSR	59	155	248	360	456	564	664	700	732	812
ICBM総計										
USA	1054	1054	1054	1054	1054	1054	1054	1054	1054	1054
USSR	900	1200	1498	1527	1527	1547	1567	1587	1552	1452
爆撃機、ミサイル総計										
USA	2352	2302	2255	2255	2206	2206	2166	2145	2124	2124
USSR	1109	1495	1886	2027	2123	2251	2371	2427	2424	2404
爆撃機、ミサイルに装備された弾頭数										
USA	4200	4200	4000	4600	5700	6784	7650	8500	8400	8500
USSR	1100	1350	1800	2100	2500	2200	2500	2500	3300	4000

(SIPRIデーターによる)

現代はいまだに原水爆時代であつて、原子力時代ではない。これは、原子力三原則が生まれたのであると言えるのはこのようない歴史的事情から生まれたのである。

その前に「表3」にストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の米・ソ戦略核戦力の現状だけを掲げておく。

(1) ウラン235にちなんで二億三五〇〇万円になつたといわれる。

## 2 原子力発電について

史上最初の原子力発電は、一九六四年に、アイダホ州アイコ原子炉実験場にあつた小型高速増殖炉からのエネルギーで一〇〇ワットの電球二個を点灯したのが初めてであろう。いま高速増殖炉は、夢

も原子炉建築予算二億三五〇〇万円<sup>(1)</sup>が国会に突如提出された三月二日、衆院を大にぞえてわずか一〇日後のことであつた。歴史の転機はしばしば不思議な偶然に支配されるように見えるが、原子炉予算と第五福竜丸事件とのかかわりこそ、まさに運命的であった。原子力三原則が国民的合意そのものであると言えるのはこのようない歴史的事情から生まれたのである。

原則が生まれた時の厳しい現実認識であつた。原水爆を克服しない限り、原子力の平利用は人類のために幸福をもたらさないであろう。

今日でも原水爆は克服されるどころか、核兵器体系はますます肥大化し、あらゆる軍縮の試みは成功していない。それどころかアトム・フォア・ピース政策は核拡散を伴つたから、事態は一層深刻かつ複雑となつていて。このことについては後述しよう。

その前に「表3」にストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の米・ソ戦略核戦力の現状だけを掲げておく。

(1) ウラン235にちなんで二億三五〇〇万円になつたといわれる。

蓄積された原子力技術の成果を転用して、平和利用の面でも卷返しを図ることになる。それは「アメリカ技術の優位性を世界に示す」必要があったからであった(タマロニ・スマイス報告)。

海軍用原子炉として強力に開発推進が行なわれた加圧水型炉を陸上に揚げ、商業用発電所に転用する方針が追求された。電気出力六万キロワットのシッピングポート原発がこうして建設されたのであるが、それはもともと航空母艦用に設計されたものであった。

この事情は実は今日も基本的には変わつていないのである。一九七三年米国原子力委員会がERDAに改組される直前に発表した「原子力安全性ハンドブック」(WASH-1250)には次のような記述

の原子炉、だとされ、各国が未来のエネルギー技術の本命だとして開発にしのぎを削っているが、いまだ実用化には到っていないことを考えると、このエピソードはいろいろな意味で興味深い。

しかしアメリカは、コーラルホール型原発をつくりあげたイギリスにも、わずか五〇〇〇キロワットではあるが実用規模での原子力発電所の運転をオブニンスクで始めたソ連にも立ち遅れる。

その巻返しのために軍事開発の過程で

蓄積された原子力技術の成果を転用して、平和利用の面でも卷返しを図ることになる。それは「アメリカ技術の優位性を世界に示す」必要があったからであった(タマロニ・スマイス報告)。

海軍用原子炉として強力に開発推進が行なわれた加圧水型炉を陸上に揚げ、商業用発電所に転用する方針が追求された。電気出力六万キロワットのシッピングポート原発がこうして建設されたのであるが、それはもともと航空母艦用に設計されたものであった。

この事情は実は今日も基本的には変わつていないのである。一九七三年米国原子力委員会がERDAに改組される直前に発表した「原子力安全性ハンドブック」(WASH-1250)には次のような記述

は一〇〇〇原子炉・年以上に達している。これは今までの米国の商業用原子炉の推定運転延べ時間である、約一五〇原子炉・年の六倍以上に当たる。

最初の潜水艦用の原子炉が臨界に達してからこれまで、一度の事故も起つておらず、米国の原子力潜水艦と原子力艦艇は、八七の国々と四三の国内港に寄港し、公衆に危害を与えることなく安全に運転をつづけている。」と。

原潜と三原則のかかわりについては、別に述べる。ここではいわゆる商業用原子力発電所の運転経験が軍用のそれに比べて、ずっと少ないと注目して欲しい。

さて「表4」に、一九七六年末現在の世界の原子力発電所設備容量を掲げておきことにしよう。これから運転中のものはだけで一億キロワット、計画中のものは六億キロワットにも達することが直ちにわかるであろう。ここからもはや原子力発電は実用化段階に入ったという認識が生まれるのである。

常識は法律家の生命である。だから筆者が以上の事実にもかかわらず、原子力発電の技術は決して実用化段階に達しておらず、そもそも原子力技術全体が研究段階にあるのだという主張をしてもなかなか納得して頂けないかも知れない。しかもそれを技術的内容にわたって説明することは紙数が許さない。

「現在、海軍の原子力推進艦船は、123基

表4 世界の原子力発電所設備容量

(単位: MW)

国名	運転中		建設中		発注済み・計画中		合計	
	設備容量	基数	設備容量	基数	設備容量	基数	設備容量	基数
米国	47,145.8	64	100,717	91	85,960.8	73	233,823.6	228
英本国	7,520.15	31	5,304	8	5,312	7	18,136.15	46
日本連	7,428	13	9,876.6	12	3,968	5	21,272.6	30
ソ連	7,185.6	20	6,480	8	4,440	5	18,105.6	33
西ドイツ	6,417	10	15,102	14	23,966	18	45,485	42
カナダ	4,216	8	5,045	8	8,234	11	17,495	27
スウェーデン	3,310	5	5,476	6	2,142	2	10,928	13
スコットランド	3,012	10	24,530	25	20,634	20	48,176	55
ベラルベ	1,740	3	1,820	2	2,085	2	5,645	7
スウェーデン	1,120	3	13,543	14	23,500	23	38,163	40
スコットランド	1,054	3	3,170	3	4,242	4	8,466	10
ブルド	880	2	880	2	4,160	4	5,920	8
東イギリス	960	3	—	—	4,400	10	5,360	13
イタリア	659	3	2,892	4	18,102	19	21,653	26
オランダ	620	3	1,100	5	—	—	1,720	8
アルゼンチン	535	2	—	—	4,000	4	4,535	6
パキスタン	340	1	2,424	4	—	—	2,764	5
チエコスロバキア	137.6	1	—	—	600	1	737.6	2
台湾	143	1	1,760	4	9,560	14	11,463	19
メキシコ	—	—	2,496	2	8,320	9	10,816	11
ハントニア	—	—	2,262	4	5,344	6	7,606	10
オーストリア	—	—	2,257	3	2,961	3	5,218	6
ブルガリア	—	—	1,348	2	—	—	1,348	2
ユーロボルビア	—	—	880	2	880	2	1,760	4
韓国の	—	—	724	1	3,000	3	3,724	4
その他	—	—	657	1	10,816	8	11,473	9
—	—	—	632	1	1,600	2	2,232	3
—	—	—	595	1	3,128	4	3,723	5
—	—	—	—	—	31,058	43	31,058	43
総計	94,423.15	186	211,970.6	227	292,412.8	296	598,806.55	709

(1976年12月現在、日本原子力産業会議調べ)

しかし事実は、巨大な多国籍企業の経営戦略の線上で、新規産業（原子力発電産業）が一挙につくり出されたのである。昭和四三年版の日本原子力産業会議発行の『原子力年鑑』には原子力発電プログラムの背景をとらえた面白い指摘がある。

「アメリカで現に進行している現象の核心は、次のような数字の対比によって端的にうかがわれる。すなわち

一、原子力発電所の運開容量約二〇〇万キロワットに対して、発注済みの容量合計が約五〇〇〇万キロワットというアンバランス（一九六七年未現在）。一口にいえば異常成長。

二、单基容量でいえば、運開分の最大が二六・五万キロワット（インディアンポイント原発）に対して、計画分では一〇〇万キロワット級（最高一二〇万キロワット）が続々登場しているという急テンポのスケール・アップ。

三、燃料のバーン・アップでは実績値の最高一万六〇〇〇メガワット・日にに対して、すでに三万メガワット・日が保証され、売りこまれているという現実。

以上の現象が物語っているのは、明らかに実証ずみ（ブループン）という概念について、大きな変化がおきたらしいといふことである。……（傍点筆者）。

賢明な読者は十分に理解して戴けたものと思う。技術開発において必ず踏むべき経験の積重ねと、慎重なスケールアップは無視されたのである。海軍用の小型加圧水型炉の設計を電子計算機による模擬計算だけで一挙に大型化して商業用（？）原発がつくられたのである。

その報いは今日随所にあらわれている。経営戦略は成功し、発電炉は売り込まれたが、いたるところでトラブルが発生している。二〇～三〇パーセント台を低迷する低い稼動率が何よりもそれを証明している。

自主・民主・公開の原則は、科学発展の内在的法則そのものである。原子力は第三の火といみじくも呼ばれるようにな類の未来のために、慎重に利用しなければならない。原子核内部に潜んでいた力を安全に使いこなすためには、まだまだ多くの研究が必要なのであって、それを直ちに石油の代わりに使わなければならぬといつた性質のものではないのである。原子力技術の奥深さに対する正しい認識が、原子力三原則の前提なのだとうことを強調しておかねばなるまい。

#### 四 原子力行政をめぐる

##### 諸問題

さて次に、わが国における原子力行政のあり方について検討してみよう。その時まず問題になるのは、原子力委員会とのあり方である。原子力委員会は一九

五六六年一月一日、原子力基本法にもとづいて総理府に設置された。その任務は原子力の平和利用に関する行政に関し企画、審議および決定することであり、その決定は総理大臣に報告され、総理はその報告を尊重しなければならないことになっていた。また必要な時は総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる（勧告権）、また関係機関から資料の提出、意見の開陳を求めることがでるので、一般の審議機関に比べればはるかに強大な権限を持ち、また関係行政機関の原子力利用に関しては、事務の総合調整、経費の見積および配分計画などの権限をもつていた。

しかし公正取引委員会などのような行政委員会ではなく、その審議決定事項は

総理に報告されるだけで、その実施は科学技術庁原子力局が担当することになっていた。ただし原子力委員会委員長は国務大臣である科学技術庁長官が兼務するので、国務大臣の資格で閣議に出席し、政府の立場から原子力行政に責任を負い、また科学技術庁長官として行政実施の責任を担当していたことになる。

以上のような原子力委員会のあり方は、今回の改正で大きく変わり、原子力発電は通産省、研究開発関係は科学技術庁、原子力船は運輸省というように行政権限の三分割が行なわれた。これは服部氏の論述にもあつたように、原子力船

「むつ」問題を通してあますことなく露呈された原子力行政の欠陥性を、行政責任の一貫化が不足したためとらえ、それを三省庁に分割することにより一貫化をはがろうとしたものである。これについてはしかし本特集で別の著者により述べられると思うので、ここではこれ以上立ち入らぬこととする。

しかし原子力行政のあり方についての批判や提言は、いまに始まることではなく、くり返し各方面からなされていたのである。しかし「むつ」事件にいたるまで、当然なさるべき改革が放置され、矛盾の累積的進行を許したものであつた。したがつて原子力行政の欠陥性は実は一年以上前から識者によって警告されていたのであった。無責任さと科学不存が欠陥性の両面であったと筆者は考えるが、この二つの欠陥を典型的に示した事件として、一九六三年から一九六四年にかけて大問題となつた米国原子力潜水艦の寄港問題をあげることができる。この問題を回顧することは、わが国原子力行政の基本である原子力平和利用三原則の堅持について、まさに原子力委員会が試された経過を辿ることであり、また最近国民的課題となつてゐる原子力の安全問題についても、その原点ともいべき教訓に富んだ事件であったからである。

もう一つ原子力開発の実態を示す例として、わが国原子力研究の中心的機関で

「むつ」問題を通してあますことなく露呈された原子力行政の欠陥性を、行政責任の一貫化が不足したためとらえ、それを三省庁に分割することにより一貫化をはがろうとしたものである。これについてはしかし本特集で別の著者によ

くことしよう。  
1 原潜寄港と原子力委員会

「アメリカ原子力潜水艦をめぐる問題」に對してとつたわが国原子力委員会の今回の態度は、科学を無視し、日本学術会議を無視し、原子炉安全専門審査会をも無視し、ひたすら政府の御用機関をつとめたという以外に表現のしようがない。原子力委員会はすでに久しく無気力かつ無益な組織であつたけれども、いまや危険な働きをするよう変貌しつつある。」

これは当時、日本学術会議原子力特別委員会の幹事であつた大塚益比古氏の論文（科学三四卷一〇号、一九六四、岩波書店刊）の冒頭である。続いて日本学術会議がこの問題に対してもう一度態度をとつたか、どういう措置をとつたか、それに対してもう一度態度をとつたか、それが対して原子力委員会はどう対応したかが述べられている。紙数が限られていてこの論文の詳しい紹介ができないのは残念であるが、機會があるならば是非一読されることをおすすめしたい。原子力潜水艦を初めとする原子力軍艦のわが国への寄港は、いまでもなく日米安保条約にもとづく共同軍事行動の一つである。原子力の安全性はこのようにして安保条約と深くかかわっているといふことを忘れないためにだけでも、原潜寄港問題を回顧する必要がある。

ある日本原子力研究所における数々の原子力三原則違反事件について検討しておこう。科学的見地に立つて公式に安全審査を行ない、安全性の確認を行なつて、かつその結果を国民に明らかにするよう政府に申し入れた（一九六三年三月）。つまり、原子力潜水艦は移動する原子炉である。これが佐世保あるいは横須賀などの人口密集地に入港しようとする以上、安全性の公式的確認が必要であるという主張を明らかにしたわけである。

これに対し原子力委員会は、「総合的見解」なるものを、政府の政治的決定が行なわれたあとで発表し、次のような弁明をしたのである。すなわち「原子力潜水艦というものは、国際法上軍艦である、特別な地位を持つてゐる。だから安全審査を行なうこととは不可能である」と。問題はこれから先である。デンマークの原子力委員会は、上の論理の必然的帰結として「安全が確認できない」から寄港を拒否すべきであると政府に勧告し、政府もそれに従つて拒否をした。そこで徹底した勇気を持たなくては、原潜寄港を拒否すべきであると政府に勧告し、政府もそれに従つて拒否をした。そこまで徹底した勇気を持たなくては、原潜寄港を拒否すべきであるから、当委員会は見解を言わない」という程度でも、まだ救いがある。ところがわが国の原子力委員会は「米国海軍は安全を守る」といってきている（口上書）。だからこれを信用すれば、安全である。したがつて国民は何ら心配する必要がない」と

いう見解を出してしまったのである。これがわが国の原子力の安全審査の墮落の始まりというか、むしろ墮落の宣言書であると考えてよいであろう。こういう論理で安全が保障されるなら、科学的・技術的な内容に関する検討は不要になってしまい、安全審査は形式的手続に過ぎなくなるであろう。

またこの時の「総合的見解」と米国政府の「口上書」は、一九六八年の佐世保港異常放射能事件や、一九七四年に暴露された分析化学研究所のデータねつ造事件の歴史的発端をなすこととなる。科学不在ということは、政治的事情に対しても正しく対応するのではなく、科学を曲げて責任を回避することを意味し、無責任と科学不在とはこうして一体化される結果となる。

原子力行政懇談会での原子力委員会の性格・任務の再検討にあたって、「平和

利用の担保」ということが強調された。これは将来について考えられたようである。しかし残念ながら過去において、既に「平和利用の担保」が上述のように破られ、空説と化していた歴史的事実を想起しておくことは無駄ではあるまい。

## 2 日本原子力研究所における原子力

### 三原則違反事件

日本原子力研究所は、昭和三一年六月に設立されたわが国の原子力研究の中心施設である。ところが設立以来、数々の基本的人権および平和利用三原則をおびやかす事件が起っている。日本原子力研究所職員の九割を組織する原研労組あるいは同所に所属する学術会議有権者の連名で、学術会議の「学問・思想の自由委員会」にも何度も提訴が行なわれている。最初の提訴は一九六八年に行なわれ、それには原研創立以来の三原則違反事件が記録された資料が提出された。ち

なみに同労組が創立一五周年を記念して発行した同労組の歴史は、「民主・自主・公開」と題され、まさにわが国の原子力開発の歴史が、原子力三原則を守るものと踏みにじろうとするものの歴史であつたことを生き生きと示している。

その事例はあまりにも多く、当時の学問・思想自由委員会委員長であった故宗像誠也氏は、「……ここには学問・思想の自由に深くかかわる問題があると判断する。……しかし徹底的な検討は次期にゆるほかない」として学術会議の調査能力の範囲を超えるほどのものであることを同会議五二回総会の報告のなかで認めていた。また昨年七三回総会の報告で

一一期の学問・思想自由委員会（真下信一委員長）も東海村の現地調査を行ない、同研究所のあり方にきびしい批判を行なっている。

ここではしかし箇条書き的に数々のト

ラブルを列挙するにとどめよう。

- (1) 創立直後日立製作所から出向で派遣されていた核物理学研究者の大野氏が、突如本社に呼び返され退職させられた事件。同氏は同労組が第一号研究用原子炉の火入れ式をめぐる闘争に勝利したのち、原研に復職した（一九五七年）。
- (2) 雑誌「全貌」および「実業の世界」による執拗なアカ攻撃。中共の原爆は日本人が作っている」といった見出しのもとに、一九六三年一月以来四年間にわたり、一〇〇名以上の職員の個人名をあげて中傷を行なった。この結果、一種の恐怖感が所内に蔓延したのは当然であろう。

- (3) 留学手続不備を理由にした退職要一九六七年九月、上司の了解のもとに英原子力公社と留学契約を結び、すべての準備を終えて出発しようとしていた一研究者K氏が、直前に人事部から

「留学を中止するか、あるいは原研を退職するか」の二者択一をせまられ、手交された退職書類に不本意ながらサインして留学せざるをえなかつた事件。ちなみにK氏は原研労組が原潜寄港阻止闘争を開つたときの書記長であった。

(4) 原子炉研修所から三人の講師を排除する指示 原研内に設けられている原子炉研修所は、電力会社などから派遣された原子力技術者を養成する機関であるが、その講師のうち労組の委員長であった三氏をカリキュラム編成の変更を理由に排除した事件。学術会議有権者三〇名の抗議署名が集められ、学術会議に提出された。

(5) 警察・公安調査庁などによるひんぱんな働きかけ。

(6) 動力試験炉管理部員に対するロックアウト この事件は原研当局の敗北に終わり、原研労組はロックアウト期間中の賃金支払いを要求する告訴を水戸地裁に行ない、完全勝利した。所側は東京高裁に抗告したが敗訴し、最高裁に上告中である。

(7) 動燃事業団からの受託研究契約と成果の公表問題。

(8) 再処理工場設置反対署名に対する弾圧 地元の平和団体が原研の住宅を回つて再処理工場設置反対の署名を集め、東海村議会に請願した。その署名簿を不正な方法で入手した原研当局が、職

制を通じて署名した所員に圧力を加えたという事件。原研理事長は、原子力研究に従事しながら、同業者(?)の足をひっぱるような行為は許されないと訓示を発表し、国会でも問題になった。

(9) 国産一号炉燃料破損問題についての職場新聞弾圧 安全審査で許容された以上の燃料棒の破損を無視して運転を強行しようとした原研当局を告発した職場新聞の記事をめぐつて一人が停職三カ月、二人が配置転換を受けた事件。

(10) 原潜佐世保寄港に対し所当局の出頭を拒否し、国会でも問題になった。これは原子力委員長代理井上氏の調停で賃金だけは返された。

以上は全部ではない。筆者自身この項目を書いていて赤面するのを覚える。しかし、恥をしのんでもこの原研の実態はもつと多くの国民に知つて貰う必要があると思う。それが三原則を守ることになるであろう。

(11) 文部省科研費申請にあたつての差別事件。

(12) 原発講師派遣をめぐる紛争 原子力発電所が全国各地に設置されるにともない、住民あるいは自治体関係者から、原子力発電の安全性をめぐつて専門家の派遣を労組に依頼していくケースが非常に多い。休暇をとつて要請に応じた場合でも「ことごとくトラブルが発生している。残念ながらこれについて詳しく紹介する紙数の余裕はないが、その一つ一つが原子力三原則にかかる内容をもつていて。

(13) 雑誌「科学」所載の「原子力施設の事故例について」と題する筆者の論文に原研当局が厳重注意処分を行なつた事件。

(14) 新潟大学への講義のための派遣を拒否し賃金カットを行なつた事件。これも筆者に関するものである。

(15) 長崎県原子力船「むづ」安全性研究委員会への出席拒否と賃金カット事件 これは原子力委員長代理井上氏の調停で賃金だけは返された。

以上は全部ではない。筆者自身この項目を書いていて赤面するのを覚える。しかし、恥をしのんでもこの原研の実態はもつと多くの国民に知つて貰う必要があると思う。それが三原則を守ることになるであろう。

## 五 核物質防護と基本的個人権

さて予定の紙数はすでに超過してしまつたが、あとがきに代えて二つのことを述べておきたい。その一つは、核拡散といふことについてである。わが国は一九七六年六月に核防条約を批准し、その保障措置協定受け入れに関連する関係国内法の改正は昨年末国会を通過した。核防条約については多分この特集で別に触れるであろうから詳しいことは述べないが、ともかくこの保障措置協定の実施されつつある。

もともと核物質の防護を史上最初に必要なのは米軍である。核兵器を安全に管理する(何とアイロニカルな)ことはそう容易なことではない。米軍全体では一二万人に及ぶ特別に編成された部隊がそれに従事していると言われ、わが国でも一〇〇〇人ほどの要員が嘉手納基地に常駐していることが共産党の瀬長氏らにより明らかにされている。

これらの要員はH.R.P(Human Reliability Program)と称する心理テストを含む適性試験に合格しなければならず、

表5 原子力と核拡散の可能性

	(1) 核防衛加盟国 核防衛非加盟国* 核防衛条約調印国**	(2) 原子炉運転中 (MW <sub>e</sub> )	(3) 原子炉建設中 および発注すみ	(4) 見通し(1980年 代半ばの規模)	(5) 年間爆弾製造 能力(個数)
核兵器国	アメリカ	37,600	170,800	208,400	4,168
	ソビエト	4,600	9,800	14,400	288
	イギリス	5,300	6,500	11,800	236
	中国*	?	?	?	?
	フランス*	2,800	18,500	21,300	426
不安定諸国	イスラエル*	0	(a)	?	?
	南ア共和国*	0	(a)	?	?
	韓国	0	1,800	1,800	36
	台湾	0	4,900	4,900	98
	ユーゴスラビア	0	600	600	12
兵器国地位を 求める国	ブラジル*	0	3,200	3,200	64
	インド*	600	1,100	1,700	34
	イラン	0	4,200	4,200	84
	スペイン*	1,100	7,200	8,300	166
上記の諸国と敵 対関係にある国	アルゼンチン*	300	600	900	18
	エジプト**	0	(a)	?	?
	北朝鮮*	0	?	?	?
	パキスタン*	100	?	100	2
政治的に拘束を 受けている国	チェコスロバキア	100	1,800	1,900	38
	東ドイツ	900	1,800	2,700	54
	イタリア	500	4,700	5,200	104
	日本	5,100	10,400	15,500	310
	ポーランド	0	400	400	8
	西ドイツ	3,300	20,000	23,300	466
その他の 発展諸国	オーストラリア	0	?	?	?
	オーストリア	0	700	700	14
	ベルギー	1,600	3,800	5,400	108
	ブルガリア	900	900	1,800	36
	カナダ	2,500	9,300	11,800	236
	フィンランド	0	2,200	2,200	44
	ハンガリー	0	1,800	1,800	36
	ルクセンブルグ	0	1,300	1,300	26
	オランダ	500	0	500	10
	ルーマニア	0	400	400	8
	スウェーデン	3,200	5,200	8,400	168
	スイス**	1,000	4,800	5,800	116
その他の 発展途上国	チリ*	0	0	0	0
	ギリシア	0	0	0	0
	インドネシア**	0	0	0	0
	メキシコ	0	1,300	1,300	26
	フィリピン	0	1,400	1,400	28
	タイ	0	?	?	?
	トルコ**	0	0	0	0

(注) 欄(2)、(3)、(4)は1976年2月発行のニューキリア・ニュースの「1975年12月31日現在の世界の原子力プラント・リスト」から抜粋したもの。多くの国の計画は過去1年間に変更されているが、その概況はここに表されている。  
 欄(5)の「年間爆弾製造能力」は大雑把な数で、欄(4)の1000MW<sub>e</sub>がそれぞれ副産物として年間200kgの plutonium を生産するよう運転され、10kgの plutonium が爆弾1個を製造するのに必要とされることを想定したもの。  
 (a)は本表の資料がまとめられてから、1基あるいはそれ以上の原子力プラントが発注されたことを示す。

麻薬常習者も排除しなければならない。  
 思想・信条についてももちろん嚴重に調査されねばならない。

問題は軍隊ではなく、民主的市民社会において完全な核ジャック対策が可能であろうかということである。米国ではこ

の問題をめぐって深刻な議論が行なわれている。 plutonium 社会は民主主義と両立できないといった議論はとくに原発

反対論者の有力な論拠となっている。

わが国では十分な議論はほとんどない。前記の原子力委員会の専門部会の報告は、核ドロボーもドロボーだからお巡りさんに頼むよりないといった発想に終始しているといつたら酷すぎるであろうか。自民党的タカ派議員は成田新立法的な法律を考えている。

もう一つわが国の特殊性は、濃縮ウランや plutonium などを米国に依存しているために、核拡散防止を大義名分とするカーター大統領などから、核物質供与の条件として厳重な核物質防護対策を要求されやすいことである。カーター氏は核拡散防止のため、 plutonium の使用禁止や核燃料の再処理の無期延期を唱導している。国内では彼は軍隊を除き、市民の基本的人権を全くおかすことなく核テロリズムを完全に防止することはできないと考えているようである(マイター報告)。

原子力三原則にとって最大の問題は、核物質防護に名を借りて、原子力施設内で何が行なわれているかが国民の眼から隠されることである。すなわち公開の原則と明らかに抵触することである。

原子力委員会はこの問題に原子力三原則の立場から答える義務がある。

(なかじま・とくのすけ 化学)